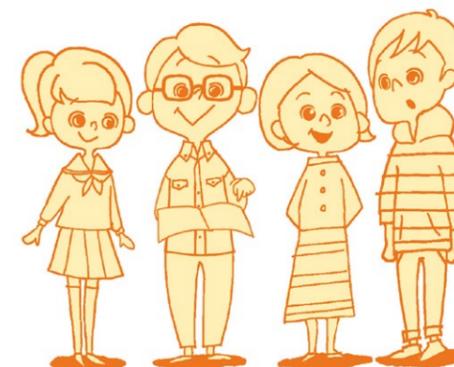




北國銀行

投資信託のお取引  
に関するご案内

HOKKOKU BANK





# 投資信託をご購入のお客さまへ



このたびは北國銀行にて投資信託をご購入いただき、誠にありがとうございます。  
ご購入いただいた投資信託をお客さまの今後の資産形成にお役立ていただくためには、  
お取引内容や関係書類の内容をご理解いただくことが大切なポイントとなります。



この冊子では、投資信託のお取引の流れと  
郵送でお届けする各種報告書の見方についてご案内いたします。



この冊子がお客さまの資産形成のお役に立てれば幸いです。

## 投資信託に関する留意事項

- 投資信託は株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、証券等の価格の変動(外貨建ての資産に投資する投資信託においては、為替相場の変動もあります)により、基準価額は変動します。したがって元本および分配金の保証はなく、投資金額を下回ることがあります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 当行は投資信託のご購入・ご換金のお申込について取扱いを行っております。投資信託の運用は、投資信託委託会社または投資顧問会社が行います。
- 各商品の詳細については、各ファンドの投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面等をよくお読みください。

### お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### ■ お申込時に直接ご負担いただく費用

お申込手数料:ご購入金額に応じて、最大3.3%(消費税込み)の手数料率を約定日の基準価額に乗じた金額をお申込手数料としてご負担いただきます。

#### ■ ご換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額:ご換金時に、約定日の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額が差し引かれます。(信託財産留保額がかからないファンドもあります。)

#### ■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬:投資信託の純資産総額に対して、最大で年率2.015%(消費税込み)で日々の信託財産から差し引かれます。

#### ■ その他の費用

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料などの手数料が信託財産から控除されます。(なお、当該費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額を示すことはできません。)

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込みになる個別のファンドや金額、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。なお、くわしくは各ファンドの投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面をご覧ください。

# 投資信託のお取引の流れと報告書

**特定口座** がついた報告書は、特定口座を開設されているお客さまにのみお送りする報告書です。



- 投資信託用語解説 …… P13へ
- 運用実績や運用状況のご確認 …… P15へ
- インターネットバンキング(北國クラウドバンキング)でのご確認方法 …… P17へ



# 特定口座の概要



## 特定口座制度とは

- 「特定口座」は上場株式や投資信託、公社債などの譲渡損益を特別に計算する仕組みです。
- 「特定口座」では金融機関がお客さまに代わって譲渡損益の計算を行い、「年間取引報告書」を作成しますので、確定申告の手続き上の負担を軽減できます。さらに「源泉徴収あり」をご選択されますと原則確定申告が不要となります。
- 「特定口座」は個人のお客さまが対象で、1金融機関につき、1人1口座のみ開設可能です。

## 当行の特定口座

①当行では国内公募株式投資信託、国内公募公社債投資信託、国債・地方債が対象です。

②北國銀行が譲渡損益などを計算した「年間取引報告書」を作成します。  
 ■「年間取引報告書」を利用することで、確定申告が簡単になります。  
 ■「年間取引報告書」は年末基準で作成し、翌年の1月末までにお客さまのご住所に郵送いたします。  
 お客さまは、「年間取引報告書」をご利用いただくことで、確定申告の手続き上のご負担が軽減されます。

③「源泉徴収ありの特定口座」を選択されますと、お取引のつど北國銀行が税額を計算し、納税手続きをしますので、確定申告は不要となります。  
 ■「源泉徴収あり」の口座では、譲渡取引の都度、年初からの譲渡損益を計算して、利益であれば源泉徴収を行い、損失であればすでに徴収した税額の範囲内で還付を行います。  
 ■「源泉徴収あり」の口座をご選択された場合でも、確定申告をすることで、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算、損失の繰越控除を行うことができます。

## 解約と買取

項目	内容		
株式投資信託の解約請求とは お客さまが販売会社を通じて、運用会社に対して信託財産の解約を請求する換金方法です。	換金の価額	解約・買取価額(基準価額 - 信託財産留保額)	
株式投資信託の買取請求とは お客さまが販売会社に受益証券等の買取を請求(=販売会社への譲渡)する換金方法です。	課税対象額	解約・買取価額 - 取得価額(個別元本+購入時手数料・消費税)	
課税方法 譲渡損益(課税対象額)として課税	特定口座	源泉徴収あり	課税対象額に20.315%(所得税15.315%、住民税5%)源泉課税・原則確定申告不要
		源泉徴収なし	確定申告(20.315%申告分離課税)を要する
	一般口座	確定申告(20.315%申告分離課税)を要する	

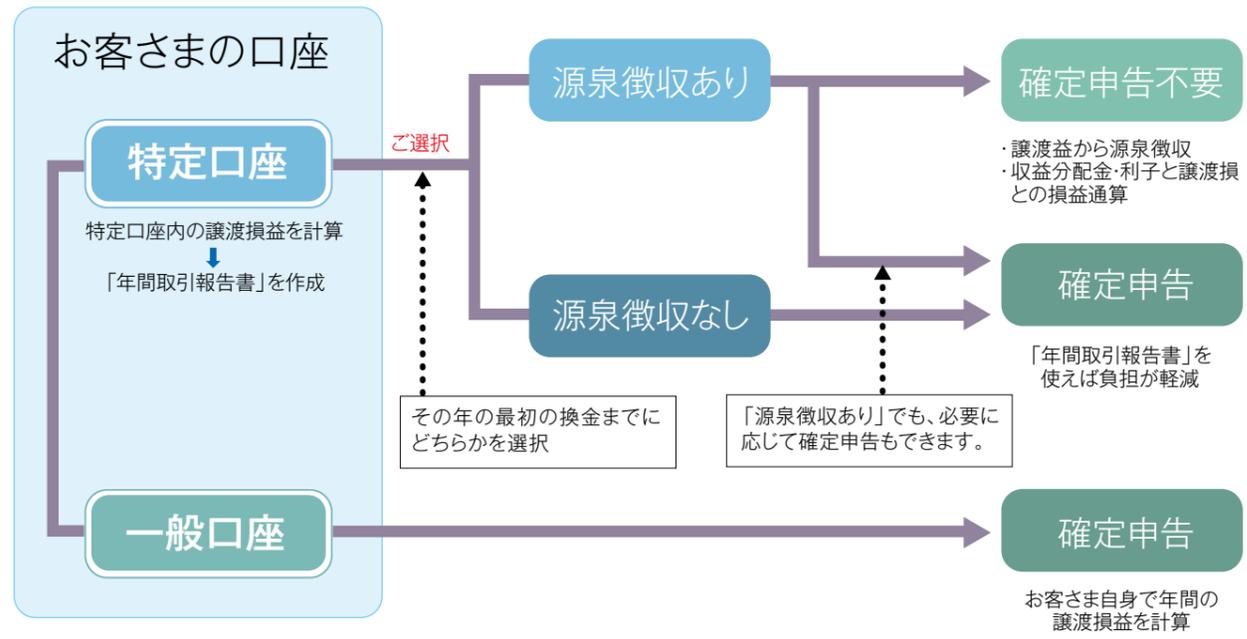
復興特別所得税の税率を含めた記載となっております。



# 特定口座の仕組み



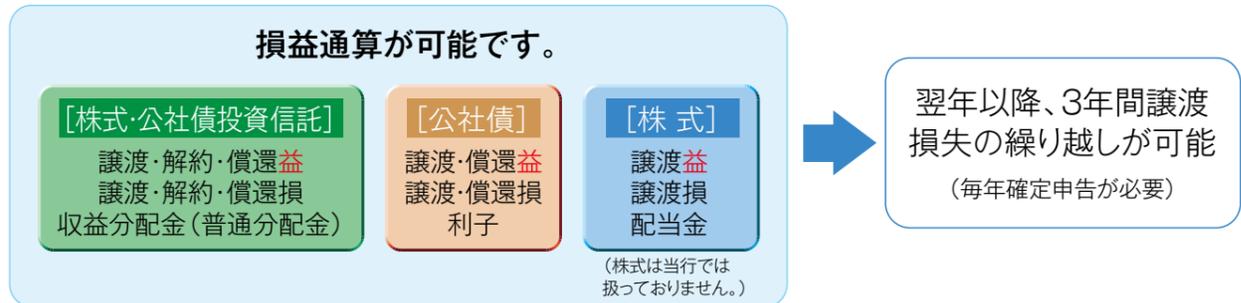
## しくみ



- ①投資信託振替決済口座では株式投資信託と公社債投資信託をお預りいたします。また、債券振替決済口座では国債と地方債をお預りいたします。特定口座とは、この振替決済口座で保管される投資信託や債券の譲渡損益を特別に計算するための仕組みです。また、特定口座でないお預り形態を一般口座といいます。
- ②特定口座は「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のどちらかをご選択いただけます。源泉徴収方法の変更は、その年の最初の換金等(買取、解約、償還)まで可能です。換金後は年内の変更はできません。
- ③「源泉徴収あり」の場合は確定申告が不要ですが、必要に応じて確定申告できます。
- ④「源泉徴収なし」の場合は確定申告が原則必要ですが、年間取引報告書を使えば申告の手続きにかかる負担が軽減されます。

## 損益通算

株式投資信託・公社債投資信託・公社債・上場株式等の譲渡・解約・償還損益と株式投資信託・公社債投資信託の収益分配金、公社債の利子、上場株式等の配当金との損益通算が可能です。

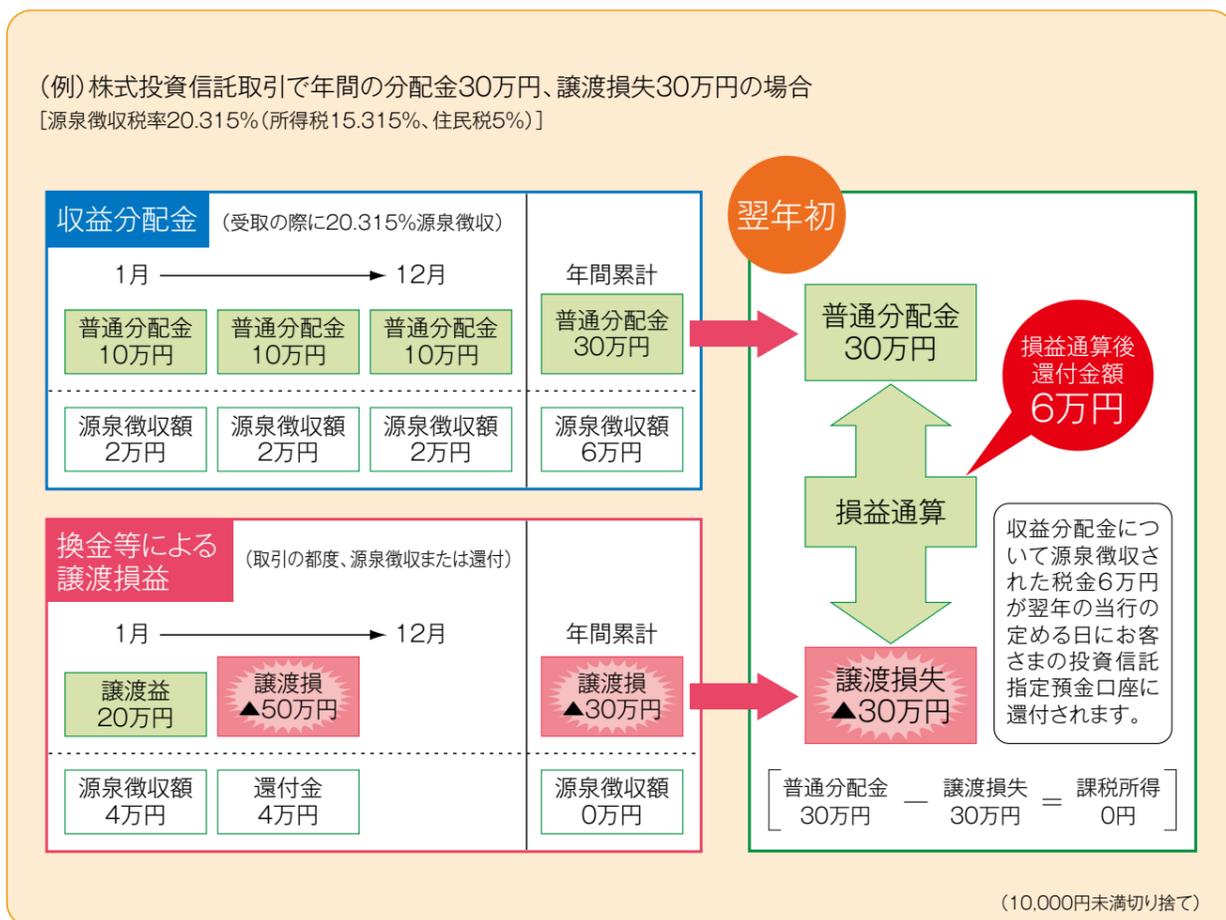


北國銀行の「源泉徴収ありの特定口座」内での取引は年初からの譲渡損益が自動的に損益通算されます。また、譲渡損益が発生の都度「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」をご郵送します。なお、他の金融機関のお取引との損益通算は確定申告が必要です。



## 「源泉徴収ありの特定口座」における損益通算のしくみ

「源泉徴収ありの特定口座」内で株式・公社債投資信託や公社債等の換金・償還等により譲渡損失が発生した場合には、株式・公社債投資信託の収益分配金(普通分配金)や公社債の利子と損益通算することが可能となりました。



- 「源泉徴収ありの特定口座」を利用のうえ、「配当等受入」を選択されたお客さまは、収益分配金や利子を特定口座で受入可能です。
  - 「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり+配当等受入」への変更手続きと同時に、収益分配金や利子の受入れも可能となりますが、各年毎に、その年の最初の換金取引等を行った日以降は変更できません。
  - 株式投資信託の元本払戻金(特別分配金)は非課税となり、損益通算の対象にはなりません。
  - 特定口座に受入れた収益分配金等と、一般口座や他金融機関の特定口座等で生じた譲渡損失や繰越損失を通算する場合は、確定申告が必要です。
  - 特定口座に受入れた収益分配金等を確定申告する場合は、その年の当該特定口座に受入れた収益分配金等の全額を申告する必要があります。また、「源泉徴収ありの特定口座」の譲渡損失について申告する場合も、その年に当該特定口座に受入れた収益分配金等の全額をあわせて申告する必要があります。
- なお、確定申告をされた場合、配偶者控除や扶養控除、国民健康保険料等に影響が出る場合があります。



## ①個人のお客さまがご利用できます。

- ※1金融機関、お1人さま、1口座のみ開設が可能です。複数の支店での開設はできません。
- ※特定口座の開設は、投資信託振替決済口座または債券振替決済口座のお取引店のみとなります。他店でのお取り扱いはありません。

## ②当行では国内公募株式投資信託、国内公募公社債投資信託、国債・地方債のみお取扱いただけます。

## ③【ご用意いただくもの】

- 投資信託または債券のお届印
- 投資信託または債券の指定預金口座のお届印
- 本人確認書類(租税特別措置法施行規則に定める書類)
  - 運転免許証 各種健康保険証 住民票の写し 国民年金手帳 各種福祉手帳 等

## ■マイナンバー確認書類

※マイナンバー確認書類 ①個人番号カード ②通知カード ③個人番号の記載された住民票

※有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものを、有効期限の定めのないものは6か月以内に作成されたもので、現在の住所、氏名、生年月日の記載があるものをご提示ください。

※既に他のお取引にてご本人さまの確認をさせていただいているお客さまも、特定口座開設時には、あらためて確認させていただきます。

## ④【ご留意いただく事項】

- 「特定口座」をご利用のお客さまには、「年間取引報告書」をご郵送いたしますが、同様の「年間取引報告書」を銀行から税務署にも提出させていただきます。なお、一般口座の場合、1回の売却金額が30万円を超えるものは支払調書が税務署に提出されます。
- 譲渡損失の3年間繰越控除を受けるには、譲渡損失年度に控除となる譲渡益がなくても確定申告が必要です。
- 特定口座での譲渡損益計算や税額計算の基準日は受渡日となります。対象となるお取引は年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。
- 特定口座を開設いただく前に行われたお取引につきましては、特定口座としての譲渡損益計算や税額計算の対象とすることはできません。
- この資料は2017年1月施行されている税制にもとづき作成されています。

特定口座をはじめとする各種税制は、今後も変更される可能性があることをご承知おきください。また、適用等に対する最終決定はお客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイスにつきましては、税理士等の専門家にご相談くださいますようお願いいたします。

# 取引報告書



ご購入時  
(買付)

ご注文が成立したご購入のお取引内容の報告書です。お取引の成立から数日後にお送りいたします。

# 取引残高報告書



運用  
期間中

投資信託の「お取引明細」と「お預り証券等の残高」を定期的にご報告する書類です。毎年3月・6月・9月・12月の各最終営業日を作成基準日とし、前回作成日の翌営業日から作成基準日までの間に、売買等による資金の受渡しがあつた場合に作成しお送りいたします。また、受渡しがあつない場合でも、投資信託を保有されているお客さまには、直近にお送りしてから1年以内にお送りいたします。

### 約定金額

投資信託の募集・購入金額を表しています。  
● 約定金額 = 単価(基準価額) × 数量 ÷ 計算口数  
(通常1万口ですが、商品によって異なります)  
例えば、このお取引では…  
196,899円 = 6,533円 × 301,392口 ÷ 10,000口

### 約定日

基準価額が確定し、お取引が成立した日です。

取引報告書(投資信託) (委託)

〒920-8670 石川県金沢市広岡2丁目12番6号  
**株式会社 北國銀行**

ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、速やかに、発行お客さま相談所(☎0120-001-753)の責任者まで直接ご連絡ください。

取引店	口座番号	投者	税区分
0113		001	***

取引	ファンド名称	精算金額合計(円)	約定日
42300120	ビクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)《一般コース》	200000	平成27年1月5日
			精算日 平成27年1月6日

数量	単価	精算金額
301392	6533	196899

譲渡損益の明細	
譲渡損益額(円)	備考
⑦ 所得税(源/還)(円)	
⑧ 住民税(源/還)(円)	

数量: 301392 (ご購入時のお取引の口数です)

単価: 6533 (募集・購入時のお取引単価(基準価額)を表しています)

精算金額: 200000 (手数料、税金等を含むお客さまのお申込(お支払)金額の総額です)  
● 精算金額 = 約定金額 + 手数料、税金等  
例えば、このお取引では…  
200,000円 = 196,899円 + 3,101円

01-1904004550  
顧客口座 様  
特定口座 源泉徴収あり

### お取引の明細

(お取引明細の記載対象期間は2016年1月4日~2016年3月31日です)

【お取引の明細】

受渡日 約定日 区分	銘柄名等	数量 単価	備考
		お受取金額	お支払金額
1.24 1.24 買	ストックインデックスファンド225	300,000口 10,000円	単価は10,000口当り 300,000円
1.24 お預り	ブラジル・ボンド・オープン	900,000口	

---

### お預り証券等の残高明細

銘柄名	数量	評価額	備考
(元本・利息)	基準価額	取得単価	個別元本
ストックインデックスファンド225 (特定預り)	300,000口	85,900円	基準価格は10,000口当りです
(9月19日)	10,202円	10,202.00円	
ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)	249,950口	249,950円	基準価格は10,000口当りです 分配金は毎月末に再投資されます
	10,000円		

---

【非課税限度額】

種類	限度額	ご利用額	備考
マル優	350万円	1,400,000円	保護預り
NISA非課税枠(2016年)※	120万円	190,000円	
※ジュニアNISAの場合 NISA非課税枠(2016年)	80万円		

#### 基準価額

報告書作成日の基準価額を記載しております。  
(上記の見本の数値は参考例であり、実際の基準価額とは異なります。)

#### 評価額

報告書作成日の時価にて計算しております。ご換金時には税金等により、実際のお受取金額とは異なる場合がございますのでご注意ください。

#### 個別元本

課税計算のもとになる元本です。  
※詳しくは「投資信託用語解説」(P13)をご参照ください。

「お取引の明細」と「お預り証券等の残高明細」に分けて記載しております。

**お取引の明細** 前回お送りした取引残高報告書以降、受渡をむかえたお取引につき、各お取引の数量、単価、金額等を記載しております。(なお、特定口座をお申込んだ場合、「お引出し」・「お預り」と表示されます。)

**お預り証券等の残高明細** 当行にてお客さまよりお預りしている投資信託の残高を記載しております。

# ご投資状況のお知らせ

お預りしている投資信託の時価評価額やご投資額をお知らせする書類です。  
取引残高報告書と一緒に送ります。



# 特定口座年間取引報告書

特定口座

特定口座をご利用いただいている場合に、年間の譲渡損益や源泉徴収税額(源泉徴収ありの場合)等をお知らせする書類です。損益通算や損失繰越などのため確定申告を行う場合にご利用いただけます。  
年末基準で作成し、翌年の1月末までにお送りいたします。(口座の解約があった場合は、口座解約の翌月の中旬までにお送りいたします。)



## 時価評価額

作成日現在のお預り残高に作成日現在の基準価額を乗じた金額です。  
※手数料・税金等は考慮していません。

## ご投資額

該当投資信託の購入に際してお支払いただいた金額の合計です。

ご投資状況のお知らせ				
取引店	口座番号	扱者	作成基準日	作成日
		〇〇 〇〇 様	2015/ 3/31	2015年 3月31日
ファンド名称 ご投資期間 (コード)	①時価評価額	②ご投資額	③お受取額	④運用損益 (④=①-②+③)
GW7つの卵 分配金再投資コース 2006/12/27~ (02200130)	491,498円	500,000円	0円	-8,502円
MHAMトニティオープン(毎月決算型) 分配金受取コース 2006/12/27~ (08400120)	495,228円	500,000円	25,560円	20,788円
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) 分配金複利けいぞく投資コース 2005/ 6/13~ (11000230)	98,871円	200,000円	100,000円	-1,129円
合 計	1,085,597円	1,200,000円	125,560円	11,157円
***以下余白***				

## お受取額

該当投資信託を換金(解約・買取)・償還・分配金等によりお受取りになった金額の合計です。

## 運用損益

時価評価額-ご投資額+お受取額を表しています。  
※税法上の譲渡損益、譲渡益税額や信託財産留保額等は考慮していません。

## 譲渡の対価の額(収入金額)

ご換金された場合の受渡金の年間合計額です。

## 取得費及び譲渡に要した費用の額等

ご換金された投資信託の取得および譲渡に要した金額です。

## 源泉徴収の選択

源泉徴収ありの場合:有  
源泉徴収なしの場合:無  
と表示されます。

平成26年分 特定口座年間取引報告書				
特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ	勘定の種類	平成26年12月30日
		氏名	口座開設年月日	平成17年 6月 3日
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	源泉徴収の選択	有
譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額(所得税)	千円	円
		3782		1620
		株式等譲渡所得割額(住民税)	千円	円
		20014595		54030
譲渡区分	①譲渡の対価の額(収入金額)	②取得費及び譲渡に要した費用の額等	③差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)	
上場分	千円	千円	千円	
	20068625	20014595	54030	
特定信用分				
合 計	20068625	20014595	54030	
配当等の額及び源泉徴収税額等				
種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額
④株式、出資又は基金				
⑤投資信託又は特定受益証券発行信託	0	0	0	
⑥オープン型証券投資信託	1464	102	43	千円 355468
⑦国外株式、国外投資信託等	0	0		
⑧合計(配当所得の金額)(④+⑤+⑥+⑦)	1464	102	43	千円 355468
⑨譲渡損失の金額	0			
⑩差引金額(⑧-⑨)	1464			
⑪納付税額		102	43	
⑫還付税額(⑧-⑪)		0	0	
金融商品取引業者等	所在地	石川県金沢市広岡2丁目12番6号		
	名称	株式会社 北國銀行 本店営業部 (電話) 076-263-1111		

## 源泉徴収税額(所得税)

源泉徴収ありの場合、源泉徴収された所得税の金額が表示されます。

## 株式等譲渡所得割額(住民税)

源泉徴収ありの場合、源泉徴収された住民税の金額が表示されます。

ご注文が成立したご換金(解約請求・買取請求)のお取引内容の報告書です。  
お取引の成立から数日後にお送りいたします。



「源泉徴収あり」を選択した特定口座をご利用いただいている場合に、お取引(解約・買取・償還)の都度、譲渡損益額や源泉徴収・還付額をお知らせする書類です。  
お取引の成立から数日後にお送りいたします。



## 約定金額

投資信託の解約・買取金額を表しています。  
●約定金額=単価(解約・買取価額)×数量÷計算口数  
(通常1万口ですが、商品によって異なります)  
例えば、このお取引では…  
1,254,707円=4,299円×2,918,601口÷10,000口

## 約定日

解約・買取価額が確定し、  
お取引が成立した日です。

## 取引報告書(投資信託)

(委託)

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、  
内容をご確認ください。

〒920-8670 石川県金沢市広岡2丁目12番6号  
株式会社 北國銀行

ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、速やかに、弊行  
お客さま相談所(☎0120-001-753)の責任者まで直接ご連絡ください。

取引店	口座番号	扱者	税区分
0113		001	申告分離

取引	ファンド名称	精算金額合計(円)
42000120	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)《一般コース》	1254707

約定日
平成27年1月5日
精算日
平成27年1月6日

明細		譲渡損益の明細	
うち非課税分(円)	1万口当りの単価(円)	譲渡損益額(円)	備考
数量(口数)	取得単価(円) ①約定金額(単価×口数)	元本または個別元本(円) 課税対象金額(円) ③消費税等(円)	⑥精算金額(円)
2918601	4299	8379	1254707

募集/購入時の精算金額(6)=(1)+(2)+(3) 解約/買取時の精算金額(6)=(1)-(2)-(3)-(4)-(5) ●譲渡損益の明細の所得税と住民税はプラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表します。  
平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が附加されております。個人のお客様で公募株式投資、公募公社債投資の募集/購入取引の場合は、税区分を表示していません。

投資家の皆様へ  
投資信託受益証券等の売買を安全かつ確実に行うための皆様は次の点にご注意ください。  
(1) 投資信託受益証券等は、預金保険の対象ではありません。  
(2) 投資信託受益証券等は、元本や利回りが保証されているものではありません。  
(3) 投資信託受益証券等のお取引に生じる損益は、すべてお客さまに帰属いたします。商品内容につきましては、今一度「目論見書」等をご覧ください。

## 数量

ご注文が成立した  
お取引の口数です。

## 課税対象金額

解約・買取差益(解約・買取価額が取得価額を  
上回る部分)が課税の対象となります。

## 単価

解約・買取時の  
お取引単価(解約・買取価額)  
を表しています。  
※解約価額=買取価額  
=基準価額-信託財産留保額

## 精算金額

手数料、税金等を差し引いた後の  
お客さまのお受取金額の総額です。  
●精算金額=約定金額-手数料、税金等  
例えば、このお取引では…  
1,254,707円=1,254,707円-0円

## 今回お取引後の当日の損益額

今回のお取引の譲渡損益額を表示します。  
(譲渡損失が発生する場合はマイナスで表示されます)

## 源泉徴収額/還付額

今回のお取引の源泉徴収額または還付額を  
表示します。源泉徴収となる場合は  
「源泉徴収額」と表示されます。

## 特定口座 譲渡損益額のお知らせ

取引店	口座番号
損益通算口座 12	10000002
投信口座 12	10000002
債券口座 22	20000002

基準日	ご清算日
2015.10.26	2015.12.26

〇〇 〇〇 様

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	① 還付額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税
-168,767	0	0	0

源泉徴収額 ①=②+③

前回お取引までの 年間損益額	前回お取引までの 年間源泉徴収額	前回お取引までの 所得税徴収額	前回お取引までの 住民税徴収額
0	0	0	0
今回お取引後の 年間損益額	今回お取引後の 年間源泉徴収額	今回お取引後の 所得税徴収額	今回お取引後の 住民税徴収額
-168,767	0	0	0

平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については配当と譲渡の損益通算を行います。  
本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位：円)

前回のお取引までの  
年間譲渡損益等の累計が表示されます。

今回のお取引後の年間譲渡損益等の  
累計が表示されます。

お取引の都度、年初からの譲渡益税の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。  
還付金はその都度お客さまの口座にご入金いたします。



## 基準価額

### 投資信託の価格のこと。

まず投資信託に組み入れられている株式、公社債等をすべてその日の時価で評価し、公社債等の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出します。次にそこから投資信託の運用に必要な費用などのコストを差し引くと、その投資信託の純資産総額が算出されます。その純資産総額をその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。基準価額は通常1万口あたりの価額で表示されます。(投資信託によっては1千口あたりの価額で表示されることもあります)

## 個別元本

### 追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと。

購入時の基準価額であり、購入時に支払う手数料・消費税等は含まれません。同一の投資信託を異なる基準価額で複数回購入した場合、個別元本は自分の平均買付価額を表すこととなります。そのため、追加購入の都度個別元本が修正されて再計算されます。また元本払戻金(特別分配金)を受取った場合は、当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が分配金受取後の個別元本となります。

## 手数料など

**【お申込手数料】** ※販売手数料ともいいます

投資信託を購入する際に販売会社にお支払いいただく手数料。

**【信託報酬】**

投資信託を保有している期間に継続的に必要となる手数料。信託報酬は投資信託の運用や管理の対価として、運用している資産の中から日割り計算で日々差し引かれます。基準価額はこの信託報酬を控除した後の価額として発表されます。従いまして投資信託購入後に信託報酬を追加的に支払うことはございません。

**【信託財産留保額】**

解約などによる有価証券の売買が投資信託の運用実績に悪影響を及ぼすことを防ぐ目的から、解約・買取する際に解約・買取金額のなかから投資財産に残す(差し入れる)金額のこと。信託財産留保額はあらかじめ信託約款で定められています。

## 分配金

投資信託の運用により得た収益を決算ごとに投資家に分配するもので、分配の対象となる収益の源泉には、株式等の有価証券の売買益・評価益や、株式配当や公社債利子などの配当収入があてられます。分配金は運用会社が定める収益分配方針に基づいて分配されており、場合によっては分配をしないこともあります。また投資信託が生み出す収益は日々の基準価額に反映されているので、分配金という形で収益が還元されることに有利・不利があるわけではありません。なお分配金が支払われる場合、決算日の基準価額は通常、分配金支払に伴う下げを反映したものになります(「分配落ち後の基準価額」といいます)。追加型株式投資信託の場合、個別元本はそれぞれの投資家により異なりますので、個別元本と分配落ち後の基準価額との関係から、分配金には「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」の2種類の区分があります。

### 普通分配金

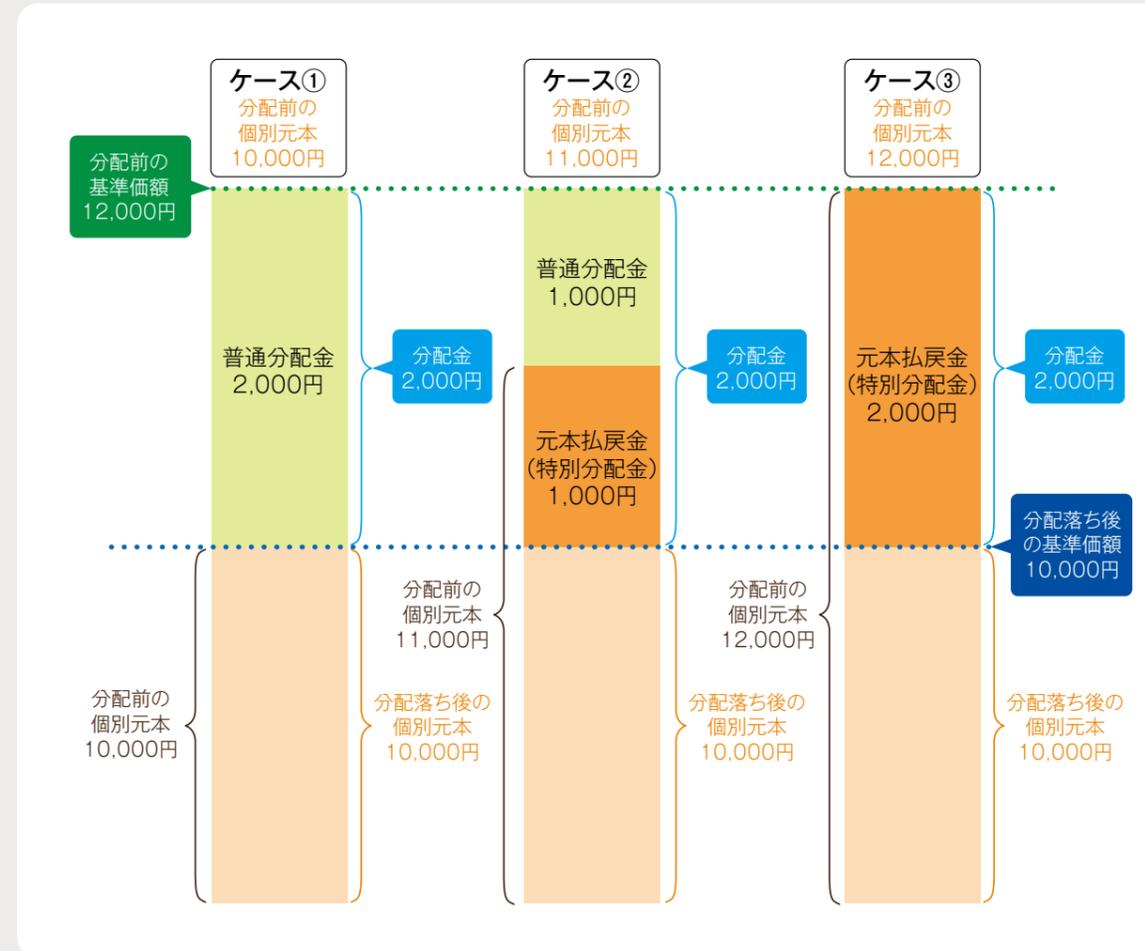
普通分配金は、分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合に、その分配金の全額が普通分配金となります。普通分配金は課税扱いとなります。

### 元本払戻金(特別分配金)

元本払戻金(特別分配金)は、分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。従いまして元本払戻金(特別分配金)は受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分ということが出来ます。元本払戻金(特別分配金)は非課税扱いとなります。また元本払戻金(特別分配金)が支払われると、個別元本からその額が控除されます。

## [普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について]

[事例]	
分配前の基準価額	12,000円
1口あたりの分配金	2,000円
分配落ち後の基準価額	10,000円



### ケース①: 分配落ち後の基準価額 ≥ 分配前の個別元本

- ・分配金全額が普通分配金となります。
- ・分配落ち後の個別元本は分配前の個別元本と変わりません。

### ケース②: 分配落ち後の基準価額 < 分配前の個別元本 < 分配前の基準価額

- ・分配金は普通分配金と元本払戻金(特別分配金)に分かれます。
- ・分配落ち後の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

### ケース③: 分配落ち後の基準価額 < 分配前の基準価額 ≤ 分配前の個別元本

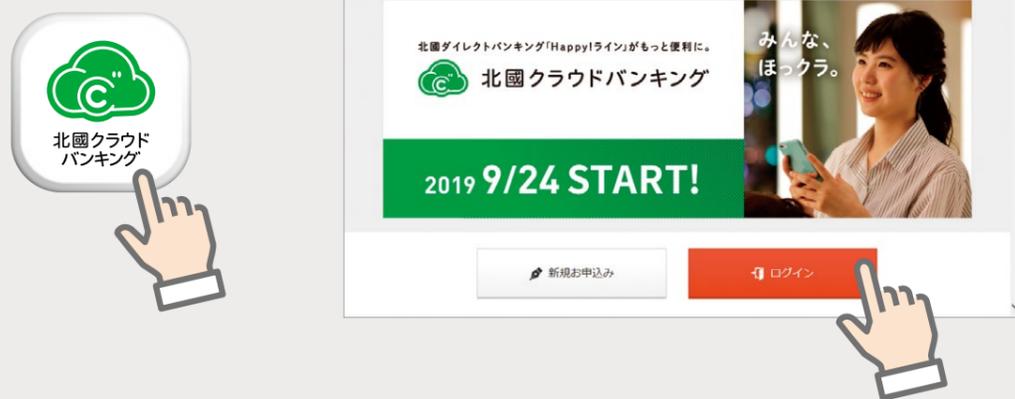
- ・分配金全額が元本払戻金(特別分配金)となります。
- ・分配落ち後の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



# インターネットバンキング(北國クラウドバンキング)でのご確認方法



1. 北國クラウドバンキングアプリをタップしてログインします。  
アプリを利用していない方は北國銀行ホームページの「北國クラウドバンキング」ページからログインしてご利用ください。



2. ログイン後、投資信託のメニューから残高や取引明細をご確認いただけます。



- 1 残高(口数)、評価額、概算損益等を確認することができます。



お預り残高一覧より追加購入もできます。

- 2 購入・解約・再投資等のお取引明細を確認することができます。

